

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(定義)

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。

「一〇三三七の五 略」

「**三十七の六** **VHFデータ交換装置**」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八の表に掲げる周波数の電波を使用し、船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間においてデジタル変調方式によるデータ交換を行うもの(デジタル選択呼出装置、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び搜索救助用位置指示送信装置を除く。)をいう。

「**三十七の七** 「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する無線設備をいう。

「**三十七の八** 「携帯用位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する遭難自動通報設備であつて、携帯して使用するものをいう。

「三十八〇九十三 略」

〔2 略〕

第十三条の三の三 船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合の電波の型式及び周波数並びに空中線電力をそれぞれ次の表のとおり定める。

電波の型式及び周波数		空中線電力
F三E電波一五六・七五MHz又は一五六・八五MHz		一ワット以下
<b>F一D電波及びF一E電波又はF三E電波四五〇MHzを超え</b>		二ワット以下
四七〇MHz以下の周波数で別に告示するもの		

(簡易な操作)

第三十三条 第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

「一〇二 略」

三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、**船舶自動識別装置(通信操作を除く。)**及び**VHFデータ交換装置(通信操作を除く。)**に限る。)

(2) 船上通信局

四 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の通信操作

(定義)

第二条 「同上」

「一〇三三七の五 同上」

〔新設〕

「**三十七の六** 「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する無線設備をいう。

「**三十七の七** 「携帯用位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する遭難自動通報設備であつて、携帯して使用するものをいう。

「三十八〇九十三 同上」

〔2 同上〕

第十三条の三の三 「同上」

電波の型式及び周波数		空中線電力
F三E電波一五六・七五MHz又は一五六・八五MHz		一ワット以下
<b>F三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数で別に告示するもの</b>		二ワット以下

(簡易な操作)

第三十三条 「同上」

「一〇二 同上」

三 「同上」

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び**船舶自動識別装置**に限る。)

(2) 船上通信局

四 「同上」

<p>(1) 陸上に開設した無線局(海岸局)〔2〕に掲げるものを除く。)、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに次号(4)の航空地球局を除く。)</p> <p>〔2〕 海岸局(船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置に限る。)</p> <p>〔3〕 船舶局(船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置に限る。)</p> <p>〔4〕 携帯局</p> <p>〔5〕 船舶地球局(船舶自動識別装置に限る。)</p> <p>〔6〕 航空機地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。)</p> <p>〔7〕 携帯移動地球局</p> <p>五 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)(無線設備の連絡の設定及び終了(自動装置により行われるものを除く。))に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの</p> <p>(1) 船舶局(第三号〔1〕及び前号〔3〕に該当する無線設備を除く。)</p> <p>〔2〕 〔4〕 略</p> <p>(5) 船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)</p> <p>(6) 航空機地球局(前号〔6〕に該当するものを除く。)</p> <p>〔六〕 八 略</p> <p>別表第五号</p> <p>〔一〕 九 略</p> <p>十 船舶局</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>(3) 特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備(船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備え付けを要するものを除く。)、簡易型船舶自動識別装置、VHFデータ交換装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの</p> <p>〔4〕 略</p> <p>〔十一〕 三十二 略</p>	<p>(1) 陸上に開設した無線局(海岸局)、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに次号(4)の航空地球局を除く。)</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔2〕 携帯局</p> <p>〔新設〕</p> <p>(3) 航空機地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。)</p> <p>〔4〕 携帯移動地球局</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>(1) 船舶局(第三号〔1〕に該当する無線設備を除く。)</p> <p>〔2〕 〔4〕 同上</p> <p>(5) 船舶地球局</p> <p>(6) 航空機地球局(前号〔3〕に該当するものを除く。)</p> <p>〔六〕 八 同上</p> <p>別表第五号</p> <p>〔一〕 九 同上</p> <p>十 船舶局</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>(3) 特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備(船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備え付けを要するものを除く。)、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの</p> <p>〔4〕 同上</p> <p>〔十一〕 三十二 同上</p>
--	--

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。